

1. 件名：美浜発電所3号機 使用済燃料ピットエリア監視カメラの動作不能に伴う運転上の制限の逸脱について
2. 日時：令和3年1月15日 10時00分～10時40分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部検査グループ
実用炉監視部門 高須統括監視指導官、小野上級原子炉解析専門官、吉田
管理官補佐、反町主任監視指導官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）
美浜発電所 計装保修課長 他4名

1. 要旨

(1) 関西電力から、本年1月10日に発生した美浜発電所3号機の使用済燃料ピット（以下「SFP」という。）エリア監視カメラの動作不能に伴う運転上の制限の逸脱について、面談資料に基づき説明があった。主な説明は、以下のとおり。

- 本年1月10日21時15分頃に、運転員が中央制御室に設置されたタッチモニタにSFP監視カメラの画像が表示されていないことを確認したため、当直課長は同日21時20分にSFPエリア監視カメラ1個によるSFPの監視機能の一部が喪失したとして、保安規定で定める運転上の制限を満足していないと判断した。
- SFPエリア監視カメラに係る構成機器及び各機器のケーブル接続状態等には特に異常は確認されなかった。
- SFPエリア監視カメラから画像を伝送する経路にある同軸LANコンバータを再起動したところ、中央制御室のタッチモニタにSFPエリアの画像が表示され、SFPの監視機能が回復していることを確認したことから、当直課長は同年1月11日1時40分に運転上の制限を満足していると判断した。
- SFP監視カメラの画像が表示されなかった原因は、同軸LANコンバータの再起動により画像が表示されたことを考慮すると同機器に接続している機器の一過性の不良による動作の一時的な停止によるものと推定した。
- SFPの監視機能の回復後に同じ事象は再発していないが、念のため、同年1月下旬ごろに実施するSFPエリア監視カメラの定期点検までの間、1回/直の頻度で当該カメラの映像が中央制御室のタッチパネルに表示されていることを確認する。

(2) 原子力規制庁より、本事象の対策等について承知した旨回答した。

2. 面談資料

資料1: 美浜発電所3号機 使用済燃料ピットエリア監視カメラの動作不能に伴う運転上の制限の逸脱について